

第521回 海務協議会

(1) 日時：平成25年7月10日（木）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 監視部長挨拶
2. 7月期の税関人事異動に伴う新任担当官の挨拶
3. 「出港前報告制度」に係る関税法基本通達等の一部改正について
監視部：佐々木 統括監視官
4. 監視分庁舎の耐震工事について
監視部：菅 上席監視官
5. 税関WAN回線設定変更に伴うNACCS利用不可について
監視部：菅 上席監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成25年 9月11日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> (横浜税関)

<http://www.kanzei.or.jp> (日本関税協会)

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> (日本関税協会横浜支部)

財 関 第 7 5 9 号
平成 25 年 6 月 28 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長事務代理 佐藤 慎一

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 26 年 3 月 10 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

(Ⅰ 税関様式の一部改正)

1. 税関様式 C 第 2030 号の次に別紙 2 - 1 及び別紙 2 - 2 を加える。
2. 税関様式 C 第 2080 号の次に別紙 2 - 3 及び別紙 2 - 4 を加える。
3. 税関様式 C 第 10000 号の次に別紙 2 - 5 を加える。

(Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 2 - 6 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 3 章 船舶及び航空機	第 3 章 船舶及び航空機
(船積港の出港日時)	(新規)
<p>15-2-3 令第 12 条第 3 項第 1 号に規定する船積港を出港した日時とは、開港に入港しようとする外国貿易船が報告の対象となる貨物を船積みした外国の港を出港した年月日及び時刻（当該外国貿易船に備え置かれている航海日誌に記載された船積港の出港日時等）をいう。</p>	
(入出港に係る手続に要する時間)	(新規)
<p>15-2-4 規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、船舶等の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。</p>	
(災害その他やむを得ない事故)	(新規)
<p>15-2-5 規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号に規定する「災害その他やむを得ない事故」の意義は、それぞれ次による。</p> <p>イ 「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基づく災害をいう。</p> <p>ロ 「その他やむを得ない事故」とは、天候の悪化、船舶等の重大な損傷、貨物の荷崩れ、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延、予期しなかった事情により燃料及び船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合等その他これらに類する事故で、これにより出港が困難になるものをいう。</p>	
(外国貿易船等の入港手続)	(外国貿易船等の入港手続)
<p>15-3-1 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第 1 項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2030)（海上コンテナ貨物については「積荷目録」(C-2031)又は「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」(C-2032)）、「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第 12 条</p>	<p>15-3 法第 15 条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第 1 項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2030)、「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第 12 条第 3 項《<u>外国貿易船の入港手続</u>》に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第 15 条第 1 項に規定する積</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 3 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、<u>法第 15 条第 1 項</u>に規定する積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>同条第 10 項</u>の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2035)、「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員氏名表」(C-2010 若しくは C-2060) 各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第 13 条第 3 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、<u>法第 15 条第 10 項</u>による報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>(8) <u>同条第 11 項</u>の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記(6)に規定する書面とする。この場合において、上記(6)のただし書を準用する。</p> <p>(9) <u>同条第 12 項</u>の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2010) 1 通とする。ただし、適宜の様式に令第 13 条第 4 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、<u>法第 15 条第 12 項</u>に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(10)及び(11) (省略)</p> <p>(12) 入港の際、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記(4)及び(9)に規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録（機用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。</p> <p>(13) 本邦内の開港等において<u>法第 15 条第 1 項又は第 10 項</u>に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（輸出入・港湾関連情報処理システムによる場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p>	<p>荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(6) <u>同条第 7 項</u>の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2035)、「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員氏名表」(C-2010 若しくは C-2060) 各 1 通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第 13 条第 3 項 <u>《外国貿易機の入港手続》</u>に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、<u>法第 15 条第 7 項</u>による報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) <u>同条第 8 項</u>の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記(6)に規定する書面とする。この場合において、上記(6)のただし書を準用する。</p> <p>(9) <u>同条第 9 項</u>の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2010) 1 通とする。ただし、適宜の様式に令第 13 条第 4 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、<u>法第 15 条第 9 項</u>に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(10)及び(11) (同左)</p> <p>(12) 入港の際、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記(4)及び(9)に規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録（機用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。</p> <p>(13) 本邦内の開港等において<u>法第 15 条第 1 項又は第 7 項</u>に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（輸出入・港湾関連情報処理システムによる場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(14) 同条第 7 項又は第 8 項の規定による報告において使用しなければならない電子情報処理組織とは、輸出入・港湾関連情報処理システムをいう。</u></p>	(新規)
<p><u>(15) 規則第 2 条の 2 第 5 項及び第 6 項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。</u></p>	(新規)
<p><u>イ コンテナの所有形態</u></p>	
<p><u>ロ 国際海上危険物規則（IMDG コード）に定める IMDG クラス及び国連番号</u></p>	
<p><u>ハ 船積港の出港予定日時</u></p>	
<p><u>ニ 規則第 2 条の 2 第 4 項に規定する報告期限が適用される場合の識別</u></p>	
<p><u>ホ 運航者等が交付する船荷証券（マスター B/L）の番号を親番号として、荷送人が交付する船荷証券（ハウス B/L）が交付されている場合の識別</u></p>	
<p><u>(16) 規則第 2 条の 3 第 2 項に規定する磁気ディスク又は書面（「海上コンテナ貨物に係る積荷情報」（C-2032）又は適宜の様式に必要な事項が記載されたもの）による報告については、法第 15 条第 9 項ただし書による報告の申出者に対して、税関の指定する電子メールアドレスあて又はファクシミリ装置に送信させることとして差し支えない。</u></p>	(新規)
<p><u>（積荷に関する事項等の報告を省略することができる場合に該当しないこととなる場合の手続）</u></p>	(新規)
<p><u>15-3-2 令第 12 条第 3 項ただし書きに規定する取締上支障がないものとして規則第 2 条の 2 第 3 項各号に該当するものとして積荷に関する事項等の報告を省略して外国貿易船が開港に入港した場合であって、同項各号に該当しないこととなる場合の法第 15 条第 1 項に規定する報告に係る手続は、次による。</u></p>	
<p><u>(1) 積荷に関する事項の報告は、次の場合にあつては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。</u></p>	
<p><u>イ 乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するものとして入港した場合であつて、規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する積荷に関する事項の報告を省略できる貨物の積卸しを行う場合 当該貨物の積卸しを行う時</u></p>	
<p><u>ロ 令第 16 条の 2 第 1 項各号に該当するものとして入港し、規則第 2</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、<u>傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸し又は救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号及び後記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合</u> 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 令第 16 条の 2 第 1 項各号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、<u>令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分（前記 15-2-4 に規定する入出港に係る手続に要する時間及び前記 15-2-5 に規定する災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあってはそれにより出港できなくなるまでの時間を除く。以下同じ。）を経過する場合又は同項第 2 号に規定する給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する場合</u> 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する時</p> <p>ニ 令第 16 条の 2 第 1 項各号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、<u>令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は同項第 2 号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合</u> 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は当該給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の者を乗降させる時</p> <p>(2) 旅客に関する事項の報告は、次の場合にあつては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。</p> <p>イ 規則第 2 条の 2 第 3 項第 4 号に該当するものとして入港した場合であつて、<u>その開港への入港の時から出港することなく 24 時間を経過することとなる場合（その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。）</u> その開港への入港の時から 22 時間を経過する時</p> <p>ロ 令第 16 条の 2 第 1 項各号に該当するものとして入港し、規則第 2</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、<u>令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する場合又は同項第 2 号に規定する給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する場合</u> 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する時</p> <p>ハ <u>令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合</u> 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時</p> <p>ニ <u>令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合</u> 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時</p> <p>(3) <u>乗組員に関する事項の報告は、次の場合にあつては、その区分に応じた時まで</u>に報告すれば足りる。</p> <p>イ <u>令第 16 条の 2 第 1 項各号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する場合又は同項第 2 号に規定する給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する場合</u> 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する時</p> <p>ロ <u>令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する傷病者</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 <u>当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時</u></p> <p>ハ <u>令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとして入港し、規則第 2 条の 2 第 3 項第 5 号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 <u>当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時</u></u></p> <p>（積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等）</p> <p><u>15-6-1</u> 旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船（機）用品に係る令第 12 条第 3 項第 1 号又は令第 13 条第 3 項第 1 号に定める事項については、法第 15 条第 1 項又は第 10 項の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長（以下この章において「船長等」という。）に託された貨物（託送品）についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告させることとする。</p> <p>また、同条第 2 項又は第 11 項の規定による積荷に関する事項を記載した書面についても、同様の取扱いとする。</p> <p>（海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナの範囲等）</p> <p><u>15-6-2</u> 法第 15 条第 7 項及び第 8 項に規定するコンテナには、積荷が詰められていない空のコンテナ（船荷証券が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）第 4 章 2-1-(3)の規定において、コンテナの定義から除外されているプラットホームコンテナ（ISO 6364 に定める形式コード「P0」）を含まない。</p> <p>（積荷に関する事項の報告等の訂正補足）</p>	<p>（積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等）</p> <p><u>15-6</u> 旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船（機）用品に係る令第 12 条第 3 項第 1 号又は令第 13 条第 3 項第 1 号に定める事項については、法第 15 条第 1 項又は第 7 項の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長（以下この章において「船長等」という。）に託された貨物（託送品）についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告させることとする。</p> <p>また、同条第 2 項又は第 8 項の規定による積荷に関する事項を記載した書面についても、同様の取扱いとする。</p> <p>（新規）</p> <p>（積荷に関する事項の報告等の訂正補足）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>15-7-1</u> 法第 15 条第 1 項又は第 10 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第 2 項又は第 11 項の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。</p> <p>なお、積荷に関する事項の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべきことが明らかになった場合に速やかに行うよう指導する。</p>	<p>15-7 法第 15 条第 1 項又は第 7 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第 2 項又は第 8 項の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。</p> <p>なお、積荷に関する事項の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべきことが明らかになった場合に速やかに行わせるよう指導する。</p>
<p><u>(海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>15-7-2</u> 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。</p>	
<p>(「その他参考となるべき事項」の意義)</p>	<p>(「その他参考となるべき事項」の意義)</p>
<p>15-9 規則第 2 条の 4 第 4 項各号及び規則第 2 条の 6 第 5 項各号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税関において取締上必要と認める事項をいう。</p>	<p>15-9 規則 2 条の 3 第 4 項各号及び規則 2 条の 5 第 5 項各号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税関において取締上必要と認める事項をいう。</p>
<p><u>(受理不可品名)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>15-10</u> 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告される積荷に関する事項のうち品名については、具体的な品名の報告を求めるとし、税関の取締上支障があると認める次のようなあいまいな表記の品名による報告については、当該報告を受理しないこととする。</p>	
<p><u>(例)</u></p>	
<p><u>Apparel、Wearing Apparel、Ladies' Apparel、Men' s Apparel、Appliances、Auto Parts、Parts、Caps、Chemicals hazardous、Chemicals non-hazardous、Electronic Goods、Electronics、</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>Equipment、Flooring、Foodstuffs、Iron、Steel、Leather Articles、Machinery、Machines、Pipes、Plastic Goods、Polyurethane、Rubber Articles、Rods、Scrap、STC(Said to Contain)、General Cargo、FAK(Freight of All Kinds)、No Description、Tiles、Tools、Wires</u></p> <p><u>(事前通知)</u></p> <p><u>15-11 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により税関に報告された積荷について、法第 106 条第 1 項第 1 号の規定に基づく船卸しの一時停止をする必要があると認めた場合、又は報告内容に不備等があり追加の情報等を要請する必要がある場合には、電子情報処理組織を利用してその旨を通知することとする。</u></p> <p><u>(特殊船舶等の入港手続)</u></p> <p><u>15 の 3-1 法第 15 条の 3 の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記 15-3-1 の手続に準ずる。</u></p> <p><u>(船卸許可申請手続)</u></p> <p><u>16-2 法第 16 条第 3 項に規定する積荷の船卸しに係る許可の取扱いについては、次による。</u></p> <p><u>(1) 令第 15 条の 2 第 2 項に規定する申請があつた場合は、当該積荷について同条第 1 項に規定する報告が行われていなければ、当該許可を行わないこととする。</u></p> <p><u>(2) 当該申請は、「船卸許可申請書」(C-2090) 2 通を提出して行わせることとし、税関においてこれを許可したときは、うち 1 通にその旨を記入して申請者に交付する。</u></p> <p><u>(3) 令第 15 条の 2 第 2 項第 7 号に規定するその他参考となるべき事項とは、当該許可を受けようとする積荷を特定するために必要と認める当該積荷に係る令第 12 条第 8 項又は第 10 項に規定する事項とする。</u></p> <p><u>(船卸許可申請の撤回の取扱い)</u></p> <p><u>16-3 船卸許可申請の撤回は、その申請に係る船卸しの許可前に限り認める</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(特殊船舶等の入港手続)</u></p> <p>15 の 3-1 法第 15 条の 3 <u>《特殊船舶等の入港手続》</u> の規定による特殊船舶等の入港手続については、<u>前記 15-3 (外国貿易船等の入港手続)</u> の手続に準ずる。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>もとのし、その撤回にあたっては、申請撤回理由等を記載した「船卸許可申請撤回申出書」（C-2095）1 通を提出させることにより行うものとする。</u></p>	
<p>（「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義） 18-1 令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 3 項第 2 号に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。</p>	<p>（「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義） 18-1 令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号《<u>外国貿易船等の入出港の簡易手続</u>》に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>（「入出港に係る手続に要する時間」の意義）</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>18-2 規則第 2 条の 8 第 1 項第 1 号《<u>外国貿易船等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時</u>》に規定する「<u>入出港に係る手続に要する時間</u>」とは、船舶等の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。</p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>（「災害その他やむを得ない事故」の意義）</p>
<p>（外国貿易船等の入出港の簡易手続） 18-2 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p>	<p>18-3 規則第 2 条の 8 第 1 項第 1 号に規定する「<u>災害その他やむを得ない事故</u>」の意義は、それぞれ次による。 (1) 「<u>災害</u>」とは、<u>震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基づく災害をいう。</u> (2) 「<u>その他やむを得ない事故</u>」とは、<u>天候の悪化、船舶又は航空機の重大な損傷、貨物の荷崩れ、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延、予期しなかつた事情により燃料及び船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合等その他これらに類する事故により出港することが困難になった場合をいう。</u></p>
<p><u>（削除）</u></p>	<p>（外国貿易船等の入出港の簡易手続）</p>
<p>18-2 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p>	<p>18-4 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。 (1) 法第 18 条第 1 項ただし書き及び同条第 3 項ただし書きに規定する外国貿易船等の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは同条第 2 項後段及び同条第 4 項後段に規定する短期出港等に該当しないこととな</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(1) 法第 18 条第 2 項に規定する「入港届」の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信することにより行うことができるが、税関が必要と認めるときまでに原本を提出するものとする。</p> <p>(2) 法第 18 条第 3 項ただし書きに規定する外国貿易機の乗組員に関する事</p>	<p>る場合の書面の提出は、前記15-3の手續に準ずる。</p> <p>(2) 令第16条の2第3項ただし書及び同条第6項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第2条の8第2項各号及び同条第4項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。</p> <p>イ 令第16条の2第1項第1号及び同条第4項第1号に該当するものとして、法第18条第1項本文及び同条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号、規則第2条の3第3項各号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ロ 令第16条の2第1項第2号及び同条第4項第2号に該当するものとして、法第18条第1項本文及び同条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゅつ品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号、規則第2条の3第3項各号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ハ 外国貿易船が開港に入港のときから24時間以内に出港するとして法第18条第1項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、船用品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ニ 外国貿易機が法第18条第3項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の3第3項各号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>(3) 法第18条第2項前段に規定する「入港届」の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信することにより行うことができるが、税関が必要と認めるときまでに原本を提出することとする。</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>項の報告又は書面の提出若しくは同条第 4 項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記 15-3-1 の手続に準ずる。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) <u>令第 16 条の 2 第 5 項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第 2 条の 9 第 2 項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時まで報告すれば足りる。</u></p> <p>イ <u>令第 16 条の 2 第 3 項第 1 号に該当するものとして、法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第 2 条の 4 第 3 項各号及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</u></p> <p>ロ <u>令第 16 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゆつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第 2 条の 4 第 3 項各号及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</u></p> <p>ハ <u>外国貿易機が法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第 2 条の 4 第 3 項各号及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</u></p> <p>(5) <u>令第 16 条の 2 第 5 項に規定する場合及び時は、旅客及び乗組員に関する事項について、規則第 2 条の 9 第 1 項各号に掲げるもののほか、令第 16 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、令第 16 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合にあっては、当該旅客又は乗組員を乗降させる時まで報告すれば足りる。</u></p> <p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続)</p> <p>18 の 2-2 法第 18 条の 2 の規定による特殊船舶等の入出港手続について</p>	<p>(4) (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続)</p> <p>18 の 2-2 法第 18 条の 2 《特殊船舶等の入出港の簡易手続》の規定による特</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、前記 <u>18-2</u> の手続に準ずる。</p> <p>（開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合）</p> <p>19-2 次に掲げる場合においては、便宜法第 19 条の届出を要しないものとする。</p> <p>(1)～(7) （省略）</p> <p><u>(8) 法第 16 条第 3 項の規定により、船卸許可を受けた貨物を船卸しする場合</u></p> <p>（不開港出入の手続）</p> <p>20-6 不開港出入の手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」（C-2100）2 通を提出して行わせ、許可したときは、うち 1 通にその旨を記入して申請者に交付する。なお、令第 18 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に規定する旅客、乗組員及び積荷に関する事項については、前記 <u>15-3-1</u>(1)及び(6)に規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) 不開港に出入しようとする外国貿易船等が外国の船舶等である場合においては、その不開港への出入については、上記(1)の規定による税関長の許可のほかに、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 3 条又は航空法第 126 条及び第 127 条の規定による国土交通大臣の特許又は許可が必要とされているので、留意する。</p> <p>(4) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については前記 17-5 の規定を準用する。</p> <p>（「その他参考となるべき事項」の意義）</p> <p>20-9 規則第 2 条の 11 各号及び規則第 2 条の 13 第 5 項各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記 15-9 の規定に準ずる。</p>	<p>殊船舶等の入出港手続については、前記 <u>18-4</u>（<u>外国貿易船等の入出港の簡易手続</u>）の手続に準ずる。</p> <p>（開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合）</p> <p>19-2 次に掲げる場合においては、便宜法第 19 条の届出を要しないものとする。</p> <p>(1)～(7) （同左）</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>（不開港出入の手続）</p> <p>20-6 不開港出入の手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」（C-2100）2 通を提出して行わせ、許可したときは、うち 1 通にその旨を記入して申請者に交付する。なお、令第 18 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号 <u>《不開港出入の許可の申請等》</u> に規定する旅客、乗組員及び積荷に関する事項については、前記 <u>15-3</u>（<u>外国貿易船の入港手続</u>）(1)及び(6)に規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) 不開港に出入しようとする外国貿易船等が外国の船舶等である場合においては、その不開港への出入については、上記(1)の規定による税関長の許可のほかに、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）第 3 条 <u>《外国船舶の不開港寄港の禁止》</u> 又は航空法第 126 条 <u>《外国航空機の航行》</u> 及び第 127 条 <u>《外国航空機の国内使用》</u> の規定による国土交通大臣の特許又は許可が必要とされているので、留意する。</p> <p>(4) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については前記 <u>17-5</u>（<u>特殊船舶等の出港手続</u>）の規定を準用する。</p> <p>（「その他参考となるべき事項」の意義）</p> <p>20-9 規則第 2 条の 10 各号及び規則 2 条の 12 第 5 項各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記 15-9 の規定に準ずる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(特殊船舶等の不開港の入港手続)</p> <p>20 の 2 - 1 法第 20 条の 2 の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記 15 の 3 - 1 の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p>(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期)</p> <p>67 の 2 - 3 - 7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第 67 条の 2 第 2 項に定める<u>法第 15 条第 1 項若しくは第 10 項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項若しくは第 11 項若しくは法第 18 条第 4 項の規定による積荷に関する事項が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>(<u>貨物の船卸一時停止措置を執行する場合の手続</u>)</p> <p><u>106 - 1 法第 15 条第 7 項又は第 8 項の規定により報告された積荷について、法第 106 条第 1 号の規定に基づき当該積荷を積載する外国貿易船の船長に対し当該積荷の船卸しを一時停止することを求める場合には、「貨物の船卸一時停止通知書」(C-11000)により当該船長に対し通知するものとする。</u></p> <p><u>なお、同条の規定に基づく上記以外の行為について行う場合は、必要とされる事項を記載した適宜の様式により当該行為を求める者に対し通知するものとする。</u></p>	<p>(特殊船舶等の不開港の入港手続)</p> <p>20 の 2 - 1 法第 20 条の 2 の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記 15 の 3 - 1 (<u>特殊船舶等の入港手続</u>) の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。</p> <p><u>ただし、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合には、法第 20 条第 1 項に規定する外国貿易船等の取扱いに準ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p>(特例申告に係る貨物の輸入申告の時期)</p> <p>67 の 2 - 3 - 7 特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第 67 条の 2 第 2 項に定める<u>法第 15 条第 1 項若しくは第 7 項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第 2 項若しくは第 8 項若しくは法第 18 条第 2 項若しくは第 4 項の規定による積荷に関する事項が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p><u>(新規)</u></p>

積荷目録
CARGO DECLARATION

Page No.

1. 船舶の名称 Name of ship		2. 船舶の国籍 Nationality of ship			3. 報告を行う港 [※] Port where report is made			4. 船長の氏名 [※] Name of master		
5. 船荷証券番号、コンテナ 番号、記号及び番号 Bill of lading number; Container number; Marks and Number of Cargo	6. 品名 Description of Goods	7. 包装の数及 び種類 Number and kind of packages	8. 総重量 Gross weight	9. 容積 Measurement	10. 船積港 Port of Loading	11. 船積港出港日時 Date-time of departure at port of loading	12. 仕出地 Place of shipment	13. 仕向地 Place of Destination	14. 荷送人 Shipper	15. 荷受人 Consignees

16. 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名
Date and signature by master, authorized agent or officer

(注) ※の付されている項目については記入不要。
Note It is not necessary to fill in the item marked "※".

	13. 荷送人名称、住所、国名及び電話番号 Consignor Name, Address, Country, Telephone Number	14. 荷受人名称、住所、国名及び電話番号 Consignee Name, Address, Country, Telephone Number	15. 着荷通知先名称、住所、国名及び電話番号 Notify Party Name, Address, Country, Telephone Number	16. 荷渡地 Place of delivery	17. 品名 Description of Goods	18. 代表品目番号 Harmonized System Code (6-digit)	19. 包装の数 Number of Packages	20. 総重量 Total Gross Weight	21. 容積 Volume	22. 記号・番号 Mark and Number of Cargo
	23. 船荷証券番号 Bill of lading No.	(混載子B/L番号) (House B/L No.)	24. コンテナ番号 Container No.	25. シール番号 Seal No.	26. コンテナサイズコード Container Size Code	27. コンテナタイプコード Container Type Code	28. コンテナ所有形態コード Container Ownership Code	29. IMDGコード ・国連番号 IMDG Class Number and United Nations Dangerous Goods Identifier	30. 仕出地 Place of Shipment	31. 税関記入欄 Official Use
4										
5										
6										
7										
8										
9										

申請番号
Application No.

税関様式C 第2090号
Customs Form C No.2090

船 卸 許 可 申 請 書
Application for Permission for Unloading

平成 年 月 日
Date: _____

To Director General of Customs
税 関 長 殿

申 請 者
Applicant :
住 所
Address :
氏名又は名称
Name or Trade Name:
(署 名)
(Signature)

印
(Seal)

関税法第16条第3項の規定により、下記のとおり貨物の船卸しの許可を受けたいので申請します。
I hereby apply for permission for unloading under the provisions of Art. 16, par. 3 of the Customs Law as follows.

記
Note

1. 船卸しする開港の名称 Name of Unloading Port	2. 船舶の名称、種類 [※] 及び 信号符号 [※] Name ,Type [※] and Call sign [※] of Ship	3. 船舶の国籍 Nationality of Ship	4. 航海番号 Voyage Number	5. 入港日時 Date-time of Arrival	6. 船卸期間 Period of Unloading 自平成 年 月 日 午前・後 時 分 From Date Time 至平成 年 月 日 午前・後 時 分 To Date Time				
7. 船荷証券番号 Bill of lading No. (Master/House)	8. コンテナの番号、種類 及びシール番号 Container No. / Type and Size / Seal No	9. 品名 Description of Goods	10. 記号及び番 号 Marks and Numbers	11. 包装の種類 と数量 Number and kind of packages	12. 総重量 Total Gross Weight	13. 貨物の船積 港 Port of Loading	14. 船積港出港 日時 Date-time of departure at port of loading	15. 税関記入欄 [※] Official Use [※]	

(注) ※の付されている項目については、記入不要。
Note: It is not necessary to fill in the item marked “※”

船卸許可申請撤回申出書

税関長 殿

申出者

氏 名 (又は法人名)

印

(署 名)

住 所

電話番号

代理人

氏 名 (又は法人名)

印

(署 名)

住 所

電話番号

下記の船卸許可申請について、撤回を申し出ます。

記

申請番号	
申請年月日	
撤回理由	
備 考	

(規格 A4)

貨物の船卸一時停止通知書
Notice of the Suspension of the Unloading cargo from ship

平成 年 月 日

Date:

殿

To

税関長

印

Director General of

Customs

関税法第106条第1項第1号の規定により、下記のとおり貨物の船卸しの一時停止を通知します。

You are hereby notified that, pursuant to the provisions of Item 1 Paragraph 1 Article 106 of the Customs Law, the following cargo is suspended unloading from the ship.

記
Note

船舶の名称及び船舶識別番号 (又は信号符字) Name of Ship and IMO ship Identification (or Call sign of ship)	船舶国籍 Nationality of ship	入港年月日 Date of arrival
船卸しを一時停止する港 Port name		
船卸しを一時停止する期間 Period of the suspension of the unloading cargo from ship	自平成 年 月 日 午前・後 時 分 From Date Time	
	至平成 年 月 日 午前・後 時 分 To Date Time	
船卸しを一時停止する理由 Reason of the suspension of the unloading cargo from ship		
対象貨物 Cargo description		
船荷証券番号 Bill of lading number		
コンテナ番号 Container number		
備考 Remarks		

(規格 A4)

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
II. 記載要領及び留意事項	II. 記載要領及び留意事項
関税法関係	関税法関係
<u>積荷目録 (C-2031)</u>	<u>(新規)</u>
<u>各欄への記入に当たっては、船荷証券に記載されている事項を参考として記入する。</u>	
<u>「10. 船積港」欄には、「1. 船舶の名称」に記載された船舶に貨物を船積みした港を記載することとする。</u>	
<u>「11. 船積港出港日時」欄には、「10. 船積港」欄に記載された船積港を出港した確定日時をグリニッジ標準時によって記載することとする。</u>	
<u>海上コンテナ貨物に係る積荷情報 (C-2032)</u>	<u>(新規)</u>
<u>「3. 申請者ID」欄には、NACCSセンターが提供する申請者ID発給システムから取得した申請者ID又はNACCSセンターと利用契約を締結する際に払い出される利用者コードを記載する。</u>	
<u>「8. 船積港」欄には、「5. 船舶の名称又は信号符字」に記載された船舶に貨物を船積みした港を記載することとする。</u>	
<u>「9. 船積港出港（予定）日時」欄には、「8. 船積港」欄に記載された船積港を出港した（する）確定（予定）日時をグリニッジ標準時によって記載することとする。また、関税法第 15 条第 9 項の規定による報告の場合は、船積港出港予定日時を記載することとし、関税法第 15 条第 1 項の規定による報告の場合は、船積港出港日時を記載する。</u>	
<u>「11. 船卸港入港予定日時」欄には、日本時間で記載することとする。</u>	
<u>「18. 代表品目番号」欄には、代表品目の HS コード 6 桁を記載することとする。</u>	
<u>「23. 船荷証券番号」欄にハウス B/L 番号を記載した場合には、「（親 B/L 番号）」欄に関連付けを行うマスターB/L 番号を記載する。</u>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 入出港関係	第 1 章 入出港関係
第 3 節 貨物の積卸し	第 3 節 貨物の積卸し
(積荷に関する事項の報告等)	(積荷に関する事項の報告等)
3-1 システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。	3-1 <u>外国貿易船の船長又は外国貿易機の機長が</u> 、システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。
(1) <u>法第 15 条第 7 項又は第 8 項に規定する運航者等又は荷送人が、システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</u>	<u>(新規)</u>
イ <u>オーシャン（マスター）B/L に基づく積荷に関する事項の報告を行う場合は、運航者等に対し、「出港前報告」業務を利用して外国貿易船に積載している海上コンテナ貨物の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</u>	
ロ <u>ハウス B/L に基づく積荷に関する事項の報告を行う場合は、荷送人に対し、「出港前報告（ハウス B/L）」業務を利用して、外国貿易船に積載している海上コンテナ貨物の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</u>	
(2) <u>法第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定する外国貿易船の船長又は同条第 10 項及び第 11 項に規定する外国貿易機の機長がシステムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合の取扱いは、次による。</u>	<u>(新規)</u>
イ 海上貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、船長に対し、「積荷目録情報登録」業務を利用して当該外国貿易船に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、船長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達 21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達 21-6 の規定のうち他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、「積荷目録提出」業務を利用して送信して行うことを求めるものとする。	(1) 海上貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、船長に対し、「積荷目録情報登録」業務を利用して当該外国貿易船に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船用品、 <u>機用品</u> 、船長若しくは機長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達 21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達 21-6 の規定のうち他の外国貿易船に積み替えられる貨物を除く。 <u>下記(2)において同じ。</u> ）の仕出地、仕向地、番号等の必要事項をシステムに入力し、「積荷目録提出」業務を利用して送信して行うことを求めるものとする。
なお、 <u>上記(1)で報告を行った海上コンテナ貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合には、「積荷目録提出」業務を利用して送信を行う前に、「出港日時報告」業務を利用して、同通達 15-2-3 に規定する正確な船積港出港日時を入力し、送信を行うこと。</u>	

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ロ 航空貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、機長に対し、「積荷目録事前報告」業務を利用して当該外国貿易機に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物（託送品）、<u>関税法基本通達 21-1(2)のニに該当する貨物及び同通達 21-6の規定のうち他の外国貿易機に積み替えられる貨物を除く。</u>）の仕出地、仕向地、番号その他の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</p> <p>ハ 次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）第 2 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 2 条の 4 第 3 項の規定により積荷目録の提出を要しないが、<u>下記(イ)又(ロ)に掲げる貨物について</u>、法第 17 条第 1 項後段の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（海上貨物については税関様式 C-2030 号、航空貨物については税関様式 C-2035 号）を提出することを求めるものとする。</p> <p><u>(イ) 本邦の他港又は外国の港で船卸し又は取卸しされる積載貨物</u> <u>(ロ) 本邦の港で積載した輸出貨物及び積戻し貨物</u> <u>(ハ) 法第 63 条第 1 項の規定による運送の承認を受けた外国貨物</u> <u>(ニ) 法第 66 条第 1 項の規定による運送の承認を受けた内国貨物</u></p>	<p><u>(2)</u> 航空貨物に係る積荷に関する事項の報告を行う場合は、機長に対し、「積荷目録事前報告」業務を利用して当該外国貿易機に積載している貨物の仕出地、仕向地、番号その他の必要事項をシステムに入力し、送信して行うことを求めるものとする。</p> <p><u>(3)</u> 次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）第 2 条の 2 第 3 項第 2 号又は第 2 条の 3 第 3 項の規定により積荷目録の提出を要しないが、<u>下記イ又はロに掲げる貨物について</u>、法第 17 条第 1 項後段の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（海上貨物については税関様式 C-2030 号、航空貨物については税関様式 C-2035 号）を提出することを求めるものとする。</p> <p><u>イ 本邦の他港又は外国の港で船卸し又は取卸しされる積載貨物</u> <u>ロ 本邦の港で積載した輸出貨物及び積戻し貨物</u> <u>ハ 法第 63 条第 1 項の規定による運送の承認を受けた外国貨物</u> <u>ニ 法第 66 条第 1 項の規定による運送の承認を受けた内国貨物</u></p>
<p>（積荷に関する事項の訂正等）</p> <p>3-2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p><u>(1) 前項(1)に規定する海上コンテナ貨物の場合</u></p> <p><u>イ 「出港前報告」業務を利用して報告した内容の訂正又は削除を行う場合は、運航者等に対し、「出港前報告訂正呼出し」業務を利用して報告時の内容と呼び出し、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。また、「出港日時報告」業務を実施した後に追加を行う場合には、「出港前報告訂正」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>ロ 「出港前報告（ハウス B/L）」業務を利用して報告した内容の訂正又は削除を行う場合は、荷送人に対し、「出港前報告訂正（ハウス B/L）呼出し」業務を利用して報告時の内容と呼び出し、訂正の内</u></p>	<p>（積荷に関する事項の訂正等）</p> <p>3-2 前項の規定により報告された積荷に関する事項の追加、訂正又は削除を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。また、「出港前報告（ハウスB/L）」業務でマスターB/Lに関連するハウスB/Lの報告が全て完了した旨をシステムに入力し送信した後又は「出港日時報告」業務が実施された後に追加を行う場合には、「出港前報告訂正（ハウスB/L）」業務を利用して、必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>前項(2)イに規定する海上貨物の場合</u> 船長に対し、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出た上で、「積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出後）」業務を利用して報告時の内容と呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(3) <u>前項(2)ロに規定する航空貨物の場合</u> 機長に対し、「積荷目録事前報告呼出し」業務を利用して報告時の内容と呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>（外国貨物の仮陸揚の届出） 3-3 船長又は機長が、システムを使用して外国貨物（関税法基本通達 21-1(2)のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21-6の規定により他の外国貿易船等に積み替えられる貨物を除く。以下この項において同じ。）の仮陸揚の届出を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略） (2) 航空貨物の場合 機長に対し、「積荷目録事前報告」業務、「AWB予備情報登録」業務又は「AWB情報登録（輸入）」業務を利用した航空貨物輸送証（Air Waybill。以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB情報」という。）の登録に併せて、仮陸揚する旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。その後、システム内でAWB情報と貨物確認情報の突合処理が行われ、対応する情報（AWB番号、個数、重量等）が整合した貨物について、当該仮陸揚届が受理される。当</p>	<p>(1) 海上貨物の場合 船長に対し、あらかじめ積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に申し出た上で、「積荷目録情報訂正呼出し（積荷目録提出後）」業務を利用して報告時の内容と呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>(2) 航空貨物の場合 機長に対し、「積荷目録事前報告呼出し」業務を利用して報告時の内容と呼び出し、追加、訂正の内容又は削除の旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</p> <p>（外国貨物の仮陸揚の届出） 3-3 船長又は機長が、システムを使用して外国貨物（関税法基本通達 21-1(2)のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21-6の規定により他の外国貿易船等に積み替えられる貨物を除く。以下この項において同じ。）の仮陸揚の届出を行う場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左） (2) 航空貨物の場合 機長に対し、「積荷目録事前報告」業務、「AWB予備情報登録」又は「AWB情報登録（輸入）」業務を利用した航空貨物輸送証（Air Waybill。以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB情報」という。）の登録に併せて、仮陸揚する旨をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。その後、システム内でAWB情報と貨物確認情報の突合処理が行われ、対応する情報（AWB番号、個数、重量等）が整合した貨物について、当該仮陸揚届が受理される。当該突</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>該突合処理にて整合しなかった貨物については、当該仮陸揚届が受理されないため、機長に対し、正しい情報を AWB 情報又は貨物確認情報に追加又は訂正入力し、送信することを求めるものとする。</p> <p>ただし、国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices。以下「ULD」という。）に内蔵された貨物の仮陸揚届の提出については、機長に対し、AWB 情報の登録に併せて仮陸揚げする旨を入力し、送信することにより行うことを求めることとし、これにより当該仮陸揚届の受理がされたこととなる。</p> <p>また、外国貨物機移届の提出については、機長に対し、AWB 情報の登録に併せて機移しする旨を入力し、送信することにより行うことを求めることとし、これにより外国貨物機移届が受理されたこととなる。</p> <p>（海上貨物の船卸確認の登録）</p> <p>3-7 海上貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して貨物の船卸確認の登録を行う場合は、「船卸確認登録（個別）」業務又は「船卸確認登録（一括）」業務を利用してコンテナ単位又は船荷証券単位にコンテナ番号、船荷証券番号等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。この場合において、報告先の税関官署の監視担当部門及び報告者に「船卸確認終了情報」が配信される。</p> <p><u>なお、関税法第 16 条第 3 項の規定によりあらかじめ税関長の船卸許可を必要とする貨物で当該船卸許可を受けていない貨物又は関税法基本通達 15-11 の規定に基づく事前通知を受けた貨物で当該通知の解除を受けていない貨物については、船卸確認登録を行うことができないことに留意する。</u></p> <p>（船卸許可申請書の提出）</p> <p>3-13 システムを使用して法第 16 条第 3 項に規定する船卸しの許可を受けようとする場合の取扱いは、次による。</p> <p><u>(1) この節 3-1 (1) の規定による積荷に関する事項の報告が行われている場合には、当該積荷の船卸しの許可を受けようとする者（以下この節において「申請者」という。）に対し、「船卸許可申請」業務を利用して当該積荷の船荷証券番号及び船卸しをしようとする日時等の必要事項を入</u></p>	<p>合処理にて整合しなかった貨物については、当該仮陸揚届が受理されないため、機長に対し、正しい情報を AWB 情報又は貨物確認情報に追加又は訂正入力し、送信することを求めるものとする。</p> <p>ただし、国際輸送に使用されるコンテナ、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具（Unit Load Devices。以下「ULD」という。）に内蔵された貨物の仮陸揚届の提出については、機長に対し、AWB 情報の登録に併せて仮陸揚げする旨を入力し、送信することにより行うことを求めることとし、これにより当該仮陸揚届の受理がされたこととなる。</p> <p>また、外国貨物機移届の提出については、機長に対し、AWB 情報の登録に併せて機移しする旨を入力し、送信することにより行うことを求めることとし、これにより外国貨物機移届が受理されたこととなる。</p> <p>（海上貨物の船卸確認の登録）</p> <p>3-7 海上貨物の積卸しを行う者が、システムを使用して貨物の船卸確認の登録を行う場合は、「船卸確認登録（個別）」業務又は「船卸確認登録（一括）」業務を利用してコンテナ単位又は船荷証券単位にコンテナ番号、船荷証券番号等の必要事項をシステムに入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。この場合において、報告先の税関官署の監視担当部門及び報告者に「船卸確認終了情報」が配信される。</p> <p>（新規）</p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(2) この節 3-1 (1) の規定による積荷に関する事項の報告が行われていない場合には、あらかじめ積荷に関する事項の報告を行った後、「船卸許可申請」業務を利用して当該積荷の船荷証券番号及び船卸しをしようとする日時等の必要事項を入力し、送信することにより行うことを求めるものとする。</u></p> <p><u>(船卸許可申請の審査)</u></p> <p><u>3-14 申請者が前項の規定により行われた船卸許可申請を行った場合、申請者に対して「船卸許可申請控情報」が配信される。</u></p> <p><u>船卸許可申請の提出先税関官署の監視担当部門（「監視担当部門」という。以下この節において同じ。）は、当該申請について審査を行うものとし、船卸しを許可した場合には、申請者に「船卸許可通知情報」が配信される。</u></p> <p><u>(船卸許可申請の撤回)</u></p> <p><u>3-15 申請者がこの節 3-13 の規定により行った船卸許可申請後、許可前に申請の撤回を行いたいとする場合には、あらかじめ監視担当部門に申し出た上で、関税法基本通達 16-3 の規定に基づき、申請撤回理由等を記載した「船卸許可申請撤回申出書」（税関様式 C-2095 号）1 通を提出することにより行うものとする。なお、「汎用申請」業務を利用して行う場合には、「船卸許可申請撤回申出書提出」をシステムに入力し、送信することにより行うものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(別表)		(別表)	
汎用申請対象手続一覧		汎用申請対象手続一覧	
【監視関係】		【監視関係】	
手続名称	根拠法令等	手続名称	根拠法令等
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
時間外執務要請届 (監視)	関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項	時間外執務要請届 (監視)	関法第 98 条第 1 項 関令第 87 条第 3 項
<u>船卸許可申請撤回申出書提出</u>	<u>関法第 16 条第 3 項</u> <u>関令第 15 条の 2 第 2 項</u> <u>関基 16-2 (2)、16-3</u>	<u>(新規)</u>	
【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】 (省略)		【通関・収納・評価・関税鑑査官・通関業監督官関係】 (同左)	
【保税関係】 (省略)		【保税関係】 (同左)	